## 小山市トライアル雇用促進奨励金について

## Q:対象者はどのようなものですか?

A:国のトライアル雇用奨励金又は障害者トライアル雇用奨励金(障害者短時間トライアル雇用奨励金を除く)を得て、小山市内在住者を雇入れた市内の雇用保険適用事業所となります。

### Q:奨励金の額はどれほどですか?

A: 被雇用者 1 人につき、1 ヶ月あたり 4 万円となります。なおトライアル期間は 3 ヶ月を限度となります。

### Q:申請期限はありますか?

A:国のトライアル雇用奨励金又は障害者トライアル雇用奨励金の支給決定を受けた日の翌月の末日までに申請をお願いいたします。

\_\_\_\_\_\_

# 小山市雇用促進奨励金について

## Q:対象者はどのようなものですか?

A: 平成 20 年 10 月 1 日以降に離職した 15 歳以上 65 歳未満の市内在住者を離職した日 以降に、公共職業安定所の紹介により 6 ヶ月以上、常用雇用した市内の雇用保険適用事 業所となります。

### Q:奨励金の額はどれほどですか?

A: 20 万円(被雇用者1人あたり)で、限度額は100万円(5人分)となります。

### Q:公共職業安定所の紹介ではない方を雇用した場合も奨励金の交付申請はできますか?

A:公共職業安定所の紹介により常用雇用することが条件になりますので、申請はできかねます。

#### Q:申請期限はありますか?

A:雇用開始してから6ヶ月を経過後(小山市トライアル雇用奨励金の対象期間は除く)、60日以内に申請をお願いいたします。